

次の修繕について、制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 16 日

長崎市長 鈴木史朗

1 入札に付する事項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 件名 | 街路灯修繕（単価契約）南東部地区 |
| (2) 履行場所 | 長崎市南東部地区 |
| (3) 工種 | 電気 |
| (4) 概要 | 街路灯移設ほか |
| (5) 履行期間 | 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 支払条件 | 前金払 無
毎月ごとの実績払い |
| (8) 契約保証金 | 要（契約金額の100分の10以上。ただし、長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第34条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。） |
| (9) 契約不適合責任期間 | 1年間 |
| (10) 最低制限価格 | 無 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) (2)の名簿に地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者であること。
- (4) 公告日現在、1(3)の工種に登録がある者であること。
- (5) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者（建設工事にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。）を除く。）でないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

- (8) 本入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないものであること。
- (9) 本業務の履行能力がある者であること。

3 契約条項を示す場所

長崎市契約規則については長崎市土木部土木総務課（以下「土木総務課」という。）（長崎市魚の町4番1号 17階）において閲覧することができる。

4 開札の日時及び場所

令和8年3月27日（金） 13時00分

長崎市役所17階 中会議室（長崎市魚の町4番1号）

5 入札保証金

要（見積る契約金額の100分の3以上。ただし、長崎市契約規則第6条第3項各号のいずれかに該当する場合は免除）

6 入札参加申請等

(1) 本入札の参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書及び申請書に定める提出書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

(2) 申請書等は、持参又はファックスにより提出するものとする。ファックスによる場合は、到着後、土木総務課担当者から着信確認の電話を行うので、必ず送信票へ担当者名連絡先を記載しておくこと。

なお、ファックス送信後、翌日（申請の期限日に送信した場合は当日中）までに土木総務課から着信確認の電話がない場合には、土木総務課へ着信確認の電話を行うこと。

また、ファックスで申請書等を提出した場合は、原本についても、持参又は郵送により提出すること。ただし、確認書類については、ファックスのみの提出でも可とする。

(3) 申請書等の受付

ア 受付期間 令和8年3月16日（月）から令和8年3月19日（木）16時00分まで（ただし、長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 受付時間 9時00分から17時00分まで（ただし、12時から13時までを除く。）

ウ 受付場所 土木総務課 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所17階）

電話番号 095-829-1162

ファックス番号 095-829-1229

(4) その他

ア 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は、無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ 提出書類は、返却しないものとする。

エ 提出書類は、公表しないものとする。

7 入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

資格審査の結果、入札参加資格を有しないと認められた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて令和8年3月19日（木）までに通知する。

8 公告、契約書、設計図書、参考資料等

公告、契約書、設計図書、参考資料等は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。
なお、ダウンロードが困難な場合は、土木総務課の窓口で配付する。この場合は、事前に土木総務課へ電話すること。

9 公告、仕様書等の質疑応答

本修繕に係る仕様書等の質疑は、本市所定の質問書で行うものとする。

- (1) 提出期限 令和8年3月19日(木) 12時00分までに持参又はファックスするものとする。
- (2) 提出先 土木総務課(長崎市魚の町4番1号17階)
ファックス番号 095-829-1229
- (3) 回答期限 令和8年3月19日(木) 15時00分までに質問者に対し、ファックスで回答したうえで、同日までに質問回答書を閲覧に供する。
- (4) 閲覧期間 回答した日から入札書提出期限まで(休日を除く。)
- (5) 閲覧場所 長崎市魚の町4番1号 17階 土木総務課

10 入札書の提出方法等

- (1) 提出方法 入札書の提出方法は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。
なお、仕様書等の質疑応答を確認のうえ送付すること。
- (2) 提出期間 令和8年3月20日(金)から令和8年3月26日(木)まで
日本郵便株式会社 長崎中央郵便局 必着
- (3) 郵送方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによる。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。(再度入札についても、郵便入札とする。)
- (5) 初回入札において落札者が決定しなかった場合は、開札後、速やかに再度入札を行う旨を入札参加者へ通知することとする。

11 開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は当該開札に立会うことができる。

12 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加を認めない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者(入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。)のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 長崎市契約規則第12条の規定に該当する入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札金額が確認できない入札
- (6) 本市所定の入札書を使用しない入札
- (7) 本公告中10(3)に記載する郵送方法以外による入札
- (8) 再度入札する場合において、初回入札に参加しなかった者のした入札
- (9) 長崎市公告第 37 号の制限付一般競争入札において落札した者の入札。なお、この落札した者には、当該制限付一般競争入札が不調になった場合において随意契約により決定した者を含む。

13 入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書（本市に到達したものをいう。以下同じ。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

14 入札辞退

入札書提出前までは入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を書面にて郵便又は持参の方法により届け出なければならない。

15 入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたとき又は不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

16 落札者の決定方法

(1) 入札書の記載金額は、修繕別単価に予定数量を乗じた額の合計額を記載すること。この場合において、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

(2) 落札者は、本修繕の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、極端に入札金額が低い場合は、落札者の決定を一時保留し、適正な履行がなされると認められたときに限り決定する。また、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者が入札書に記載した「くじ番号」に基づき、本市が別に定めるくじの方式により落札者を決定する。

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

17 契約金額の決定方法

契約単価は落札額に品目別の換算割合（特記仕様書の別紙7）を乗じて得た額をさらに予定数量で除した額（小数点第3位以下切り捨て）とする。

ただし、契約単価に各品目別の予定数量を乗じて得た額の合計が落札金額を下回る場合は、原則として予定数量の少ない品目から順に1銭単位で加算（場合によっては減算）し、端数調整を行う。

18 異議の申立て

入札をした者は、入札後、長崎市契約規則、設計図書及びその他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

19 問い合わせ先

公告の内容 土木総務課 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所17階）

電話番号 095-829-1162（直通）

ファックス番号 095-829-1229

修繕の内容 長崎市土木部土木建設課 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所17階）

電話番号 095-829-1166（直通）

ファックス番号 095-829-1222